

# 12月定例会議案のあらまし

21議案を審議

## 条例の制定

ルールが決まりました。

### 子どもの医療費助成を県下トップレベルに拡大します。

#### 条例の内容

現在、乳幼児等の医療費助成により、通院費が小学校3年生まで無料となっていますが、これを小学校6年生まで無料に拡充します。また、全ての子どもが親の所得に関係なく、等しく医療費助成が受けられるよう、医療費助成の所得制限を撤廃します。

議論の争点「子育て施策⇒人口増加⇒税収増？」

時期	現在(平成23年3月まで)	平成23年4月から
目的	“福祉施策”として推進	“子育て施策”として推進
内容	通院費	小学校3年生まで無料 小学校6年生まで無料
	入院費	中学校3年生まで無料 中学校3年生まで無料
	所得制限	所得制限あり

#### 条例の目的

次代の社会を担う乳幼児等の医療費を助成し、その健やかな育ちと安心感のある子育てを支援します。

**議員がきく** 三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例を制定することにより、新たにどれくらいの費用がかかりますか。

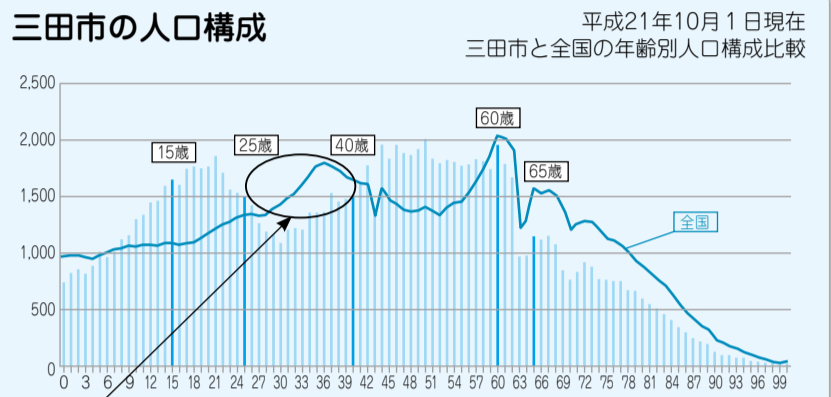
**A** 新たに、小学校4年生から6年生の通院費を助成することで8,500万円、所得制限を撤廃して通院費・入院費を助成することで6,500万円の費用がかかります。合計1億5千万円の増額となります。

**議員がきく** この条例による乳幼児等の医療費助成により、毎年1億5千万円もの費用がかかりますが、子ども達の将来のためには市の借金が増えないようにすることが大切であり、長期的な財政計画を示すべきです。

**A** 三田市では、全国平均と比べて27歳から40歳までの人口が少なくなっています。市の活力を高め、税収を増やすためには、この世代の人口増加が必要であり、子育て施策を重点的に実施していきます。

**議員がきく** なぜ、乳幼児等の医療費助成において、所得制限を撤廃するのですか。

**A** 県内トップレベルの医療費助成を行うことで、“子育てのまち三田”として都市の魅力高め、若者の定住や、子育て世代の転入と定着を図ります。全国的に少子高齢化や人口減少を迎える中、都市間競争に三田市が勝ち残ることを目指していきます。



**<ポイント>**  
人口急増期に転入してきた42歳から58歳までの世代とその子ども世代が全国よりも多いが、27歳から40歳までの世代が、全国よりも少なくなっています。  
**<その結果…>**  
三田市で人口が多い42歳から58歳までの世代が、数年後から約20年間に渡って高齢者年齢層に移っていくという全国的にもまれな特殊事情が三田市にあります。そのことから、生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）が減少し、高齢化率が大幅に高まることとなります。

**議員がきく** 乳幼児等の医療費助成を拡充することも大切ですが、子育て世代の転入を図るためには、子どもの教育の方が宣伝効果があるのではないのでしょうか。

**A** 乳幼児等の医療費助成を拡充すること以外にも子育て施策を実施しています。あらゆる手段を検証して、魅力ある施策を実施していくことが必要であると考えています。



## 補正予算

今後のお金の使い方が決まりました。

### 三田市土地開発公社などから、「住環境保全用地」として5億77百万円で取得します。

#### 補正の内容

カルチャータウン煙害問題について、最後の1筆197㎡の用地整理が完了したことにより、市が三田市土地開発公社などから、産業廃棄物処理施設跡地の2万1千㎡を5億77百万円で取得します。

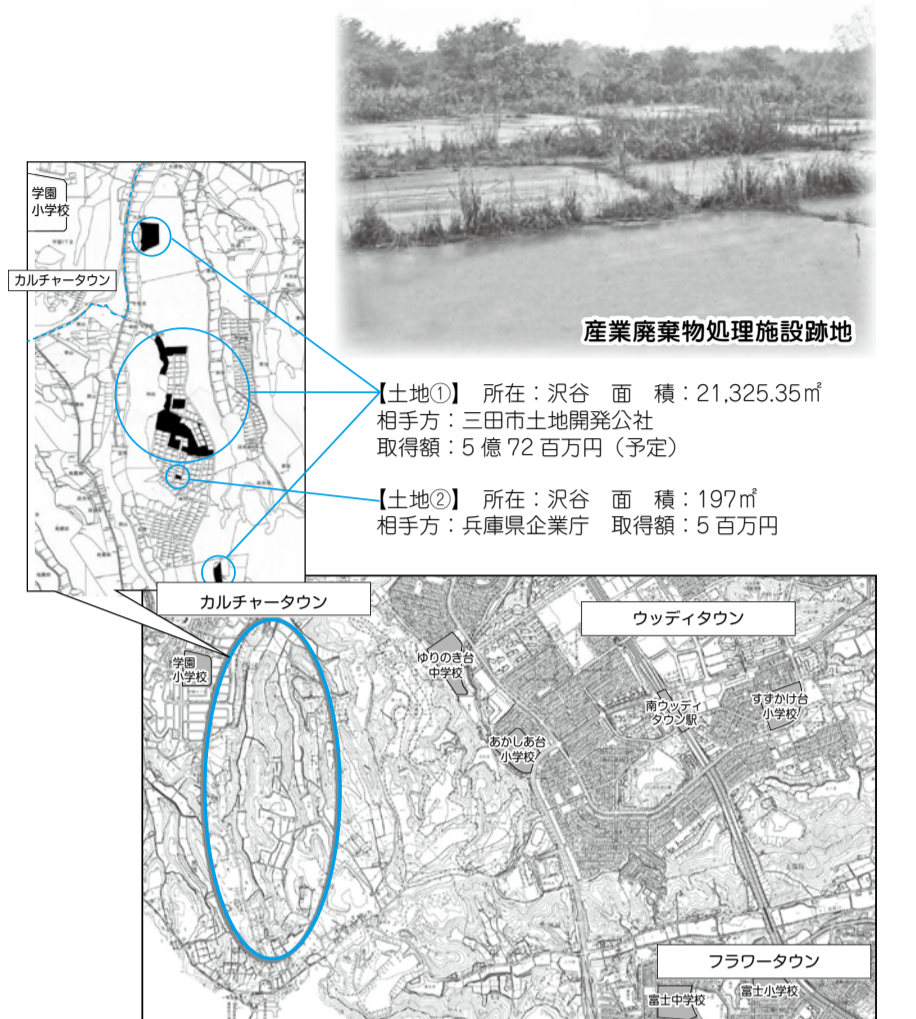
歳出	歳入(財源内訳)
北摂対策事務費 5億77百万円	土地開発公社への貸付金元利収入 3億85百万円
	一般財源(市税等) 1億92百万円

#### 補正の目的

カルチャータウン住民の健康被害の申出等への対応として、産業廃棄物処理業者の操業停止による施設取壊し等に伴い、市土地開発公社などが取得していた土地等を住環境保全用地として市が取得しようとするものです。

#### これまでの経過

- 平成6年5月～ 平成6年11月 カルチャータウン住民から健康被害の訴えがある。産業廃棄物処理業者が自費操業開始。
- 平成7年12月 カルチャータウン環境調査委員会を設置する。
- 平成9年3月 早期問題解決のため、同処理業者が操業を停止することとなり、県市、同処理業者の3者が補償について合意する。
- 平成9年5月 県市による費用の分担とその事務等について協定を締結する。施設補償費はカルチャータウン開発者の県が負担し、用地に係る経費は市が負担することとなる。
- 平成9年 県が施設及び用地の取得等を行い、同施設を閉鎖・除去する。
- 平成12年3月 市土地開発公社が県から同跡地を買い戻す。
- 平成22年12月 市が市土地開発公社から同跡地を買い戻す補正予算が議決。



**議員がきく** 産業廃棄物処理施設跡地の買い戻し価格について、1㎡当たり約27,000円の単価は少し高いと思えますが、適正なのでしょう。

**A** 産業廃棄物処理施設跡地の取得については、平成9年に県と市が費用分担について協定を締結しましたが、その時点の土地鑑定評価額で買い戻しを行うものです。

※三田市土地開発公社は、道路や公共施設の整備のため用地の先行取得などを行ってきましたが、土地の取得を伴う事業が減少してきたことや地価の上昇がなくなり、先行して土地を取得する必要性が小さくなりました。このため、市が公社所有地を全て買い戻すことにより、平成24年度に土地開発公社は解散する予定です。

平成22年度三田市一般会計補正予算(第3号、第4号)		【債務負担行為補正】	
【歳入歳出予算補正】		・高額障害福祉サービス費	△1,324千円
補正額	802,463千円	・他会計支出金	1,247千円
補正後の額	35,639,350千円	・農業構造改善事業費	11,125千円
【内容】		・中小企業経営安定化対策事業費	11,900千円
・北摂対策事務費	577,419千円	・都市計画街路整備事業費	83,000千円
・国県支出金返納金	6,094千円	・私立幼稚園就園奨励事業費	4,000千円
・自殺対策推進事業費	1,000千円	・職員給与費等	△103,307千円
・自立支援給付事業費	146,400千円	・市議会議員報酬等	△11,086千円
・地域生活支援事業費	4,378千円	・予防接種事業費	71,617千円

## 委員会の活動

### 新庁舎建設特別委員会 (平成22年11月15日)

市民に新たな負担をかけずに新庁舎を建設するため、西庁舎、西2号庁舎、南分館の分庁舎を残し、これまで積み立ててきた庁舎整備基金(約55億円)の範囲内で、5階建の新庁舎を建設することで合意しました。(現在の本庁舎と西3号庁舎(旧市民会館)は取り壊し)

市当局案	委員会意見
・5階建ての新庁舎を建設。 ・現在ある南分館は教育庁舎、西2号庁舎は水道・下水道事業庁舎、西庁舎は会議室等に改修。	・分庁舎を新庁舎にまとめると事業費が約61億6千万円(当局試算)となることから、分庁舎を残すのは仕方がない。 ・西庁舎、西2号庁舎はエレベーターを設置するなどバリアフリー化の検討が必要。

### 三田市のここが見たい!

他市議会から視察に来られました(平成22年4月から12月)

4月14日	愛知県岡崎市	多世代交流館について
4月28日	北海道室蘭市	多世代交流館について
5月11日	静岡県焼津市	病院経営について
5月11日	埼玉県新座市	こども消防隊、消防行政について
7月27日	愛知県高浜市	さんた子ども発達支援センターについて
7月28日	福島県須賀川市	三田市公営住宅再生マスタープランについて
8月4日	福岡県古賀市	地区計画・景観創造を目指す積極的取組みについて
8月9日	茨城県行方市	食と農の振興ビジョンについて
10月6日	山形県鶴岡市	議会運営、まちづくり基本条例策定に向けた経過について
10月6日	群馬県伊勢崎市	多世代交流館について
10月13日	尾道市議会事務局事務協議会	議会運営について
10月20日	由利本荘市	三田肉ブランド振興検討会について
10月26日	鳥取県南部町	地域特産振興について
10月27日	滋賀県彦根市	まちづくり基本条例検討特別委員会及び議会運営について
10月28日	神奈川県南足柄市	景観条例及び新市街地景観計画について
10月28日	大分県佐伯市	多世代交流館を通した子育ての推進について
11月11日	静岡県湖西市	企業立地促進優遇措置及び駅前再開発整備構想について

### ご存知ですか? 議長の椅子

- 議場の傍聴席、議員席に向かい合
- わせの高座に“議長の椅子”があります。
- 昭和33年7月1日の市制施行以降、延べ54人の議長が座りました。
- 議長がこの椅子に座り、そして“開議宣告”を議員に告知したとき、その日の本会議が開かれます。



床から背もたれまでの高さは、“111cm”

### 請願や陳情を三田市議会に届けるには?

どなたでも市政に対する意見や要望を、直接、市議会に届けることができます。文書で提出していただけますが、その方法は?

1 請願と陳情の違いは?	2 書き方は?
<p><b>請願書</b></p> <p>紹介議員</p> <p>請願(陳情)者 住所 氏名 電話番号(連絡先) 紹介議員 氏名</p> <p>請願(陳情)の要旨・理由</p> <p>請願(陳情)事項 1 ○○○○すること 2 ○○○○すること</p>	<p>請願は、本会議で審議され、採択(請願内容に賛成)が不採択(賛成できない)かが決められます。採択された請願は、市長などに送り、その実現を要請します。 ※請願書の提出には、市議会議員の紹介が必要です。</p> <p>陳情は、議会の委員会でその内容や市の対応などを議員が審査します。 ※陳情書の提出には、市議会議員の紹介は必要ありません。</p>

○○○○に関する請願書(陳情書)  
平成 年 月 日  
三田市議会議長 様  
請願(陳情)者  
住所  
氏名  
電話番号(連絡先)  
紹介議員  
氏名  
請願(陳情)の要旨・理由  
-----  
請願(陳情)事項  
1 ○○○○すること  
2 ○○○○すること

### 3 どこに提出するの?

市役所本庁舎2階の議会事務局に提出してください。受付時間は平日の9時から17時30分までです。請願は郵送による提出も受け付けています。(FAXや電子メールは不可)。